

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2008年5月28日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0061

住所

札幌市中央区南1条西5丁目7  
愛生館ビル601B

電話番号 011-281-5871

特定非営利活動法人  
評価機関名 福祉サービス評価機構 Kネット

認証番号 北海道 第7号

代表者氏名 理事長 三上 重之



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	数馬 清子	福祉	B-119
	(2)	立花 富士男	福祉	C-006
	(3)	渡辺 美知子	福祉	B-060178
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	もみじ台北保育園			
運営法人名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2007年10月12日	～	2008年5月16日	
利用者調査実施時期	2007年11月1日	～	2007年12月20日	
訪問調査日	2008年2月21日			
評価合議日	2008年5月27日			
評価結果報告日	2008年5月28日			
評価結果の公表について事業所の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②事業者情報

名称：社会福祉法人 愛和福祉会 もみじ台北保育園	種別：	保育所
代表者氏名： 園長 高橋 美佐子	定員(利用人数)：	150 名
所在地：〒004-0014 札幌市厚別区もみじ台北4丁目3番1号	Tel	001-897-0461

③事業者の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>1) 住宅団地の中心部の高台に位置し、2階建て(1階と地下)の園である。1階が保育室、事務室等、地下は創作 活動室、相談室になっている。室内への陽あたりもよく、園庭も広い。</p> <p>2) その子どもが今を最もよく生き望ましい未来を創り出す力の基礎を培うことを保育目標として、「元気な子」「意欲と思いやりのある子」「心豊かな子」の3つの子ども像を掲げ、その具現化に向けて園長をはじめ全職員が一丸となって日々の保育に取り組んでいる。</p> <p>3) 子どもたちが安全に安心して伸び伸びと活動できるよう遊具・用具、場などが整備され、くつろいだ雰囲気の中で子ども一人ひとりの特性を活かした保育が行われている。</p> <p>4) 職員は常に笑顔と見守りの姿勢で子どもに接し、一人ひとりの子どもの個性を尊重した保育に取り組んでいる。</p> <p>5) 子どもへの全人的な発達を考慮して異年齢保育に積極的に取り組み成果をあげている。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>要改善点は特にないが、</p> <p>1) 本園は、地域や保護者の多様なニーズに応じた保育に努めているが、今後さらに園、保護者、地域が密接な連携を保つ体制を構築し、保育理念の実現にむけて取り組んでいくよう期待したい。</p> <p>2) 法人は、6園の保育所を運営するため、全体的な組織を挙げた経営努力をしており、人事管理の手法にも熟慮しているところだが、なお人事考課など客観的な手法を導入するなど一層の検討を望みたい。</p>
--

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>このたび評価調査により、日々の保育に流され気がつかない保育実践を見直すきっかけになりました。児童福祉に従事する者として責任の重さを痛感し、子どもたちにとって最善の生活環境作りに力を注いでいくことを再認識しました。この機会を大切にして、児童福祉の向上のため全職員で研鑽を重ね、実践を行ってまいります。</p>
--

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

# 評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

社会福祉法人 愛和福祉会 もみじ台北保育園

## Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a	法人では『保育所保育指針』に基づき、地域の特性、保護者の意向を考慮した保育園の固有の理念を文脈化している。明文化した理念は園内に掲示すると共に「入園のしおり」・パンフレットに記載して、職員や保護者にわかりやすく説明している。
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	保育園の理念に基づき、保育園の役割や機能、保育に対する姿勢や地域との関わりなど基本的な方針を明文化し、職員や保護者にも具体的に説明している。
Ⅰ-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	保育会議や乳児・幼児会議等の職員会議や職員研修の場において理念や基本方針の周知に努めている。
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	保護者や地域住民にも理念や基本方針をわかりやすく説明した「入園のしおり」など作成・配布すると共に、保護者懇談会にて説明し周知に努めている。

## Ⅰ-2 計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	中・長期計画が策定されており、地域性を考慮した保育園の実情に応じた、中・長期の保育計画を策定している。
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	中・長期計画に基づき、各年間事業計画が策定されており、年度内における事業内容が具体的に示されている。
Ⅰ-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a	計画は全職員の参加のもと、各年齢・各クラスごとに保育計画を作成し、年度途中においても見直し・検討が行われている。
Ⅰ-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	a	策定された事業計画は職員会議や職員研修などで周知徹底を図り、保護者には全体懇談会・クラス懇談会・「園だより」で分かりやすく説明し周知に努めている。

## Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	園長は管理者としての役割と責任を文書化し、職員会議・職員研修において、指導性のある責任説明を表明し、職員の理解を図っている。
Ⅰ-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	社会福祉法・児童福祉法などの研修会・学習会に積極的に参加し、法令改正の度職員会議・職員研修での説明・資料の閲覧などの取り組みを行っている。
Ⅰ-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅰ-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	a	法人全体の保育園部会での職員研修・研究をかきね保育サービスの質的向上に努力がされている。
Ⅰ-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	a	地域や保護者ニーズを受け止め理解し、保護者・職員の意向を吸収し、業務の効果・効率を考慮した経営に努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-（1）-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	法人全体の保育園部会での職員研修・研究をかさね保育サービスの質的向上に努力がされている。
Ⅱ-1-（1）-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	a	地域や保護者ニーズを受け止め理解し、保護者・職員の意向を吸収し、業務の効果・効率を考慮した経営に努めている。
Ⅱ-1-（1）-③ 外部監査が実施されている。	b	法人の外部公認会計士により、会計処理・財務管理の指導を受けており、第三者苦情委員制度の取り組み、監事監査の取り組みも実施されている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-（1） 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-（1）-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	人材に関する具体的なプランは、法人の保育部会によって協議・検討され、決定されている。
Ⅱ-2-（1）-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	客観的人事考課基準は策定していないが、人材育成に重点を置き、園長・主任・クラス別チームなどの協議による評価体制が確立され安定した人事考課が行われている。
Ⅱ-2-（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-（2）-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	法人としての職員の意向を把握した仕組みがあり、労働条件・労働環境など、労働法令を遵守した適切な管理がおこなわれている。
Ⅱ-2-（2）-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	a	退職共済組合の加入・職員互助会など福利厚生事業に積極的に取り組み、業務上の作業衣の貸与もある。
Ⅱ-2-（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-（3）-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	職員の法人内外の教育・研修は、基本計画に基づき実行され職員会議に報告され業務に活かされている。
Ⅱ-2-（3）-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	個別の教育・研修計画があり、年間の職員研修が実施されている。
Ⅱ-2-（3）-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	研修修了者は研修報告を行い、研修成果は評価・分析され研修計画に活かされている。
Ⅱ-2-（4） 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-（4）-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a	実習生の受け入れ計画・指導計画・担当のマニュアルを作成し積極的に研修を行っている。
Ⅱ-2-（4）-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	a	保育士養成学校側と話し合い、個々の実習生に対して実習計画を作成している。

Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3-（1） 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
Ⅱ-3-（1）-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など、利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	緊急時のマニュアルがあり、事故・感染症などの担当責任者の下に、指示・周知・記録して全職員に伝えている。
Ⅱ-3-（1）-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a	リスクマネジメントの研修・事故以前のヒヤリハット報告、事故防止のリスト作成などの対応・対策を立て実行している。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	地域団体・地域住民・保護者との連携が強く、地域の小学校保育体験も受け入れ交流が行われている。
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	地域の親子による「遊びのひろ場」の開放、「電話相談」など定期的に開催し、積極的に還元事業を行っている。
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	北海道社会福祉協議会の連帯により、ボランティアやインターシップの導入など受け入れ、ボランティア受け入れ体制を明確にしている。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	地域の関係機関（児童相談所・民生委員・学校・他保育園等）の連帯に於いて、保育ニーズに応えと共に保育園の役割を明確にしている。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	困難事例に応じた適切な対応を行うために、地域の関連機関の会議に参加して、情報交換・ネットワーク化にと連携を図っている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	高齢者・小児化・核家族による子育ての相談も多く、利用者からの課題に応じた対応を把握し、地域の関係機関ともに協議・連携をしている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	一時保育・産休明け保育・早期延長保育・子育て支援など、保育所の機能を積極的に活用し、事業拡張に努めている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	a	「保育所保育指針」に基づき地域の実態や保護者の意向等を配慮し、子ども一人ひとりを尊重した保育計画を作成している。職員には職員研修や会議等で周知を図り、指導計画の見直しも1回程度行っている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	法人としての「個人情報の保護に関する規程」を作成し、職員会議などでその周知徹底を図る一方、個人ロッカー、トイレなど施設、設備面においても細かな配慮をしている。
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している。	a	いつでも保護者が話しやすい雰囲気づくりに努める一方、定期的に個別懇談会を開催するなど保護者の意向を聴取する機会を設けている。
Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている。	a	クラス懇談や個人懇談会、意見箱からの保護者の意向の対応については、その内容に応じて職員会議や園運営会議等で検討し、改善に努めている。このことは、園だよりや園内の伝言板で保護者にも知らせている。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	保護者が気兼ねなく相談や意見を述べやすいように、園だよりで周知を図っている。また、意見箱の設置、苦情担当者の配置や相談室も確保している。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情解決システムの仕組み等について「入園のしおり」等で周知を図ると共に苦情内容や解決結果については「園だより」や「園内掲示板」で保護者に知らせている。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	保護者の要望・意向を迅速に受け止め、その内容に応じて会議で検討し、出来るだけ速やかに対処するよう努めている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた組織的な取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的 に評価を行う体制を整備している。	a	保育職員会議、チーフ会議、リーダー会議などそれぞれの会議の役割と機能に応じて、定期的にサービス内容を評価する体制が構築され、機能している。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として 取り組むべき課題を明確にしている。	a	各会議の評価分析の結果や課題を簡潔に文書化され、全職員に供覧することにより課題の共有化が図られている。
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画 を立て実施している。	a	反省・評価結果の課題に改善については、月1度の定例会議（保育会議、乳幼児会議等）で計画の見直しが行われている。
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準 的な実施方法が文書化されサービスが提供されてい る。	a	法人共有の保育マニュアルがある。これを基本とした指導計画には個々の保育目標や内容が適切に記載されている。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見 直しをする仕組みが確立している。	a	保育マニュアルに基づき、定期的にあるいは必要に応じて見直ししている。見直しの結果については、それぞれの会議で報告、確認をしている。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施 状況の記録が適切に行われている。	a	子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、日常生活状況等が適切に記録されている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体 制が確立している。	a	記録管理は個人情報保護規程に沿って実施している。保管、取り扱いについても職員に十分な配慮を心がけるよう周知に努めている。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報 を職員間で共有化している。	a	子供の発達状況や保育目標、保育状況について週に1度ケース会議で話し合い、課題・対応は文書化し供覧するなど職員間の情報の共有化に努めている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス 選択に必要な情報を提供している。	b	見学希望者はいつでも受け入れ、パンフレットを配付し案内説明をしている。一方インターネット（ホームページの作成）の活用など積極的な情報サービスに取り組んでいる。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用 者等に説明し同意を得ている。	a	日常の保育内容や一日の流れ、保育方針を記載した「入園のしおり」を配布・説明して、利用者の同意を得て、同意書を預かっている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行 などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を 行っている。	b	卒園や家庭への移行時に保護者に対し口頭説明をしているが、書面では行っていない。今後、「保育の継続性」の視点から、子どものプライバシー保護との関係も考慮し、引継ぎ文書の内容、方法等検討されることを期待する。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセ スメントを行っている。	a	子どもの身体状況、生活状況、家庭背景を統一された様式によりアセスメント実施している。また、定期的に見直しをしているが、身体的なことは医療の職の協力を得ている。
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサー ビス場面ごとに明示している。	a	家庭における養育は個人懇談の時に保護者から状況を聴取し、園においては子どもの発達状況や個々の特性に応じた保育ニーズや課題を明示している。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策 定している。	a	個々の児童の保育計画の策定については、保護者の意向を踏まえて乳幼児会議や保育会議等で合議し、リーダー（責任者）の同意を得て成立するシステムが構築されている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の 評価・見直しを行っている。	a	指導計画の評価や計画の見直しは、保護者の意向も踏まえて定期的に職員会議等でなされている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 子どもの発達援助

	第三者評価結果	コメント
<b>1-（1） 発達援助の基本</b>		
A-1-（1）-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	a	保育計画が、保育の基本方針に基づいて作成され、子供とその背景にある家庭や地域の実態把握（地域へのアンケート調査等）、保護者の意向を考慮して作成されている。職員による自主的な保育研究会「あゆみ」による保育実践交流が専門性や資質の向上を高めている。
A-1-（1）-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	a	月1回以上、指導計画の評価を行なっていることが記録（指導計画、会議録、日誌など）に残されている。評価の結果が指導計画に生かされている。
<b>1-（2） 健康管理・食事</b>		
A-1-（2）-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	既往症や予防接種状況を保護者から情報を得られるように努めている。体調のすぐれない子どもは、その日の過ごし方を配慮し柔軟に対応。必要に応じて健康状態を保護者に伝え降園後の対応を話し合っている。
A-1-（2）-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健康診断の結果は全職員に周知。健康診断の実施は、年齢的に健康診断の実施回数に差を設ける等、子供の発達状況に応じた配慮をしている。
A-1-（2）-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	歯科検診の結果が職員に周知されている。家庭保育に有効に反映されるよう、歯科検診の結果を保護者に伝達している。
A-1-（2）-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	a	感染症に関するマニュアルが整備されている。マニュアルの整備、職員研修等は嘱託医、地域の保健所等の専門機関、専門職による指導、指示を受けて実施している。
A-1-（2）-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	子どもが食べ物に関心を持ったり、食事を楽しめるように工夫している。子どもが育てた野菜などを料理して食べる事がある。子どもが配膳や後片付けに参加できるよう配慮している。
A-1-（2）-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	残食の調査記録や観察記録等をまとめ、献立。調理の工夫に反映させている。食事の献立は旬の物や季節感ある食材を活かし行事食も随時取り入れ、おやつはできる限り手作りを心がけている。
A-1-（2）-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	献立表を作成し事前に配布している。サンプルを提示し、保育園で提供する食事に対する関心を促している。保護者が試食できる機会を設けるなど絵巻巻・味付け・食べ方などについて保育所での配慮を知らせている。「あいわランチタイム」を年4回発行している。
A-1-（2）-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	代替食に対応するなど除去食の提供において他の子供たちとの相違に配慮している。専門医による除去内容に関する細かい指示のもとで除去食を提供し、除去食の提供では除去する食の選定に関する基準がある。
<b>1-（3） 保育環境</b>		
A-1-（3）-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	光源を妨げないよう採光に配慮。業務マニュアルによる、子どもの安全確保のために施設整備・遊具を定期的に点検している。寝具の消毒、乾燥を定期的実施している。
A-1-（3）-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	a	子どもが不安の時など保育士がいつも身近にいるように努めている。季節に合わせた自然物や行事由来したものを取り入れるなど保育環境を工夫、園庭など屋外活動の場を確保している。
<b>1-（4） 保育内容</b>		
A-1-（4）-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	a	せかず言葉や「ダメ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いず、また子どもの質問に「待って」「あとで」などと言わずその場で対応している。駄々をこねたり自分を表現する力が充分でない子どもの気持ちを汲み取るようしている。
A-1-（4）-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	a	一人ひとりの子ども状況に応じてよく対応している。急がしたり強要せず一人ひとりのリズムに合わせて、粗相した時でもその都度子どもの心を傷つけないよう配慮している。休憩時間外でも状況に応じて眠らせたり休ませたりしている。
A-1-（4）-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	子どもの発達に即した玩具や遊具など用意され、安全めんの確認がある。子供が自由に素材や用具など自分で取りだして遊べるよう工夫されている。保育者は、子供が自発性を発揮できるように働きかけをしている。
A-1-（4）-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	a	散歩や行事などで地域の人たちと接する機会を作っている。地域の公共機関を利用するなど社会体験が得られる機会を作っている。季節や時期、子どもの興味を考慮して生活に変化や潤いを与える日本の伝統的な行事などを日常保育に取り入れている。
A-1-（4）-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	a	クレヨン・絵の具・粘土・紙など様々な素材を子どもたちが使えるように用意されている。子どもの作品が保育に生かされたり工夫して飾られたりするなど大切に扱われている。
A-1-（4）-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	a	異年齢の子ども交流が行われている。喧嘩の場面では危険のないよう注意しながら子ども同士で解決するように援助している。
A-1-（4）-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	a	子どもの権利擁護に関する研修に職員が参加しており、人権や文化の違い、互いに尊重する心について保護者にも理解してもらうような取り組みを実施している。子どもが自分の意見をはっきり言うことができるよう配慮されている。

	第三者評価結果	コメント
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	a	男の子だからめそめそするな、それは女の子の色、女の子の遊びなど子どもの態度について性差への先入観による固定的な対応をしていない。よく配慮されている。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	おむつ交換は優しく声をかけたり、スキンシップを取りながら行っている。離乳食は家庭と連携を取りながらひとり、ひとりの子供の状況に配慮して行っている。危険回避や衛生状態の確保に努めている。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	長時間保育を受ける子どもの状態に応じて適宜夕食や軽食が用意されている。異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。子ども状況について職員かんの引き継ぎを適切に行っている。保護者との連携を密にして、子どもの本来の生活リズムに配慮している。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障がい児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。必要に応じて医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。障がいのない子どもの障がい児への関わりに対して配慮している。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a	子育て相談に応じたり、個別面談の機会を設ける等、積極的に保護者に対する子育て支援を行っている。育児ぶり、育児はがきを発行。遊びのひろば、子育てサロンで地域の子育てを支援。送迎の際の対話や連絡帳で日常的な情報交換、記録などによる確認ができて
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	a	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。記録にばらつきが生じないための工夫を行っている。
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	懇談会などの話し合いの場を設けている。保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。「おもちゃつき」は親子で全園児参加している。
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	a	業務マニュアルによる確認。職員に対して虐待が疑われる子供の特徴をはじめ、虐待に関する理解を促す取り組みを実施している。児童虐待を発見した場合の対応等についても整備されている。
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	a	児童虐待、通報にあたっての連絡先を明示している。
2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	a	一時保育のための保育室の確保と担当者が決められている。一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。必要なケースは相談に応じている。一時保育の内容や方法によく配慮している。

A-3 安全・事故防止

	第三者評価結果	コメント
3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-① 調理場、水回りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	a	管理者は衛生管理の取り組みにリーダーシップを発揮している。担当者などを中心として定期的に衛生管理に関する検討会を開催し、マニュアルを作成し職員に周知、研修を行っている。マニュアルは定期的に見直している。
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	a	食中毒発生時における対応マニュアルが整備されている。マニュアルに基づく職員に対する研修が行われ、記載内容について定期的に見直しが行われている。
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	a	事故防止に関する職員研修を実施。事故防止などのチェックリスト、ヒヤリハットなどがあり活用され、子どもへの安全教育を定期的実施。保護者に対して子どもの安全や事故防止の意識づけを行っている。
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	事故や災害別に発生時における非難経路、職員の役割、通法先などの対応マニュアルが整備されている。マニュアルに基づく職員研修を実施し、定期的に見直している。
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	不審者の侵入時における通報・対応マニュアルが整備されている。警察などとの連携のもとでマニュアルに基づく職員研修を実施。マニュアルは定期的に見直している。



## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 20 年 1 月 31 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 愛和福祉会		
事業所名 (施設名)	もみじ台北保育園	種別	保育所
所在地	〒 004-0014 札幌市厚別区もみじ台北4丁目3番1号		
電話	011-897-0461		
FAX	011-897-0485		
E-mail	m.takahashi@aiwafukusikal.or.jp		
URL			
施設長氏名	高橋 美佐子		
調査対応ご担当者	(所属、職名： )		
利用定員	150名	開設年	昭和 48年 11月 1日
<p>理念・基本方針：「乳幼児期は人間形成の基礎を養う極めて有用な時期であり、かつ保育所は乳幼児がその生活の大半を過ごすところであるという視点に立って・・・」ということを保育の基本とします。基本を重視して心豊かに育つ環境づくりと、子どもの健全な発達を積極的に促すことをめざす。日々の生活の中でいろいろな体験を通して「生きる力」を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸外に出て元気に遊び健康な身体をつくる。</li> <li>・一人ひとりの子どもの人権を尊重し「ともに生き、ともに認め合い、ともに育ち合う」環境づくりに努める。</li> <li>・人と人との関わりの中で、愛情と信頼感・人を思いやるやさしい心を育てる。</li> </ul>			
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時 ~ 午後7時		

【本来事業に併設して行っている事業】

【利用者の状況に関する事項】（平成19年12月1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	6名	15名	19名	33名	34名
5歳児	6歳児	合計			
21名	23名	151名			

【職員の状況に関する事項】（平成 年 月 日現在にてご記入ください）

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	27名	1名	名	名	名
非常勤	2名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	23名	名	名
非常勤	名	名	1名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	2名	名	1名
非常勤	名	名	1名	名	名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「（生活・支援）相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名（ 名）
介護福祉士	名（ 名）
保育士	24名（ 1名）
	名（ 名）
	名（ 名）

（非常勤職員の有資格者数は（ ）に記入）

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	1666.01㎡	
(2) 園庭面積	564.00㎡	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。	
(3) 耐火・耐震構造	耐火	①. はい      2. いいえ
	耐震	①. はい      2. いいえ
(4) 建築年	昭和	48年
(5) 改築年	平成	17年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 19年度におけるボランティアの受け入れ数(延べ人数)

5人

・ボランティアの業務

**【実習生の受け入れ】**

・平成 19 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 11 人

**【サービス利用者からの意見等の聴取について】**

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

苦情解決システムを完備し図式化して、掲示にて利用者に知らせています。更に「声のポスト」と称して提案箱を玄関に設置し、利用者からの率直な意見を伝えて頂くように取り組んでいます。毎日確認している。意見が入っていた時には、話し合い検討をして改善策を出す。

**【その他特記事項】**